

有田川町景観計画

(素案)

平成24年11月

【目 次】

第 1 章 景観計画の区域	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の対象区域（景観計画区域）	
(4) 計画の性格と構成	
第 2 章 有田川町の景観特性	3
1. 有田川町の概況	3
(1) 地形	
(2) 植生	
(3) 気象	
(4) 沿革	
2. 有田川町の景観特性	8
(1) 地域景観の骨格	
(2) 地域を特徴付ける生業・産業の景観	
(3) 歴史を伝える景観	
(4) 地域を見渡す景観	
第 3 章 良好な景観の形成に関する方針	23
1. 景観形成の理念	23
(1) 基本目標	
(2) 責務	
2. 景観形成の目標	24
(1) めざすべき景観像の実現	
(2) めざすべき景観像の実現に向けた取組	
3. 景観重要地域	28
(1) 景観重要地域の指定の方針	
(2) 景観重要地域の区域	
(3) 蘭島景観重要地域における景観形成の方針	
第 4 章 行為の制限に関する事項	35
1. 景観計画区域全域（景観重要地域を除く）	35
(1) 届出の必要な行為	
(2) 景観形成基準	
2. 蘭島景観重要地域	39
(1) 届出の必要な行為	
(2) 景観形成基準	

第5章 景観形成に関する施策	47
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	47
(1) 景観重要建造物	
(2) 景観重要樹木	
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	48
(1) 景観重要公共施設の指定の方針	
(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項	
3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項.....	50
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	50
5. 有田川町景観づくり協定に関する事項	50

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

有田川町には、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森^{ほこだい}尖県立自然公園、日本の棚田百選に選ばれた「あらぎ島」や壮大なみかん畑など、有田川の上流域から中流域に至るそれぞれの地域において、有田川町らしい良好な景観が残されています。

本計画は、有田川町が有する良好な景観を保全・育成・創出し、有田川町ならではの個性と魅力に磨きをかけるまちづくりの推進を目的として、住民や事業者、行政が取り組む景観形成の方針を明らかにしたものです。また、町民・事業者の理解と協力の下、有田川町らしい良好な景観の形成に向けた取組の1つとして、建築行為や開発行為等を行う際の景観に関するルール（行為の制限に関する事項）を定めたものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に規定する景観計画として策定したものです。

(3) 計画の対象区域（景観計画区域）

有田川町全域を景観計画区域とします。

(4) 計画の性格と構成

本計画では、有田川町全域を景観計画区域に定め、めざすべき景観像を明らかにするとともに、大規模行為を対象とした緩やかな景観に関するルールを定めています。一方で、地域の特性を生かした景観形成に取り組むため、景観計画区域の中に景観重要地域を定めています。景観重要地域では、地域独自の景観に関する方針及びルールを尊重し、地域住民と行政とが連携しながら景観形成を図ります。

また、本計画は、農林業の振興や定住促進など、景観に関連するまちづくりの進捗や地域住民の景観意識の高まりに応じて、景観重要地域を順次指定するなど、計画の改定を柔軟に行いながら段階的に成長していく計画とします。

第2章 有田川町の景観特性

1. 有田川町の概況

(1) 地形

有田川町は紀伊山地の西端に位置し、北は長峰山脈、南は白馬山脈がほぼ東西に走っており、町中央部を有田川が流れています。長峰山脈は東方の峰ほど高く、地蔵峠付近から尖峰山を経て生石ヶ峰までは950～850m級の山々が連なっています。白馬山脈は、護摩壇山から城ヶ森山、石堂山、水ヶ宝形山等を経て白馬山まで1,350～950m級の山々が連なっています。ここから西方には、白馬山脈の支脈である三本松峰を頂点とした比較的緩傾斜の山地が広がっています。

町域は、そのほとんどが有田川水系に含まれます。高野山に源を発する有田川は、町中央部を東から西へ蛇行しながら、長峰山脈や白馬山脈を分水嶺とする室川谷川、湯川川、四村川、修理川、早月川等の支流を合わせて紀伊水道に注いでいます。

有田川町の花形の特徴は、金屋地区を境に有田川の上流域と中流域の2つに大別できます。紀伊山地、長峰山脈、白馬山脈の山々に囲まれた上流域は平地が少なく、大部分を傾斜地が占めています。起伏の大きな山々の間を河川が流下し谷を刻む典型的な山地地形をなしており、有田川とその支流に沿って点在する小さな河岸段丘や谷底平野に農地や集落が形成されています。

河岸段丘と沖積平野が発達している中流域では、低地がひらけた地形をなしていますが、南北に横たわる山脈と東西に張り出した丘陵性の山地により、盆地のような印象を受けます。山地や低地のいたる所でみかんの栽培が行われており、広がりのある低地では、緑豊かな市街地が形成されています。



上流域の地形



中流域の地形

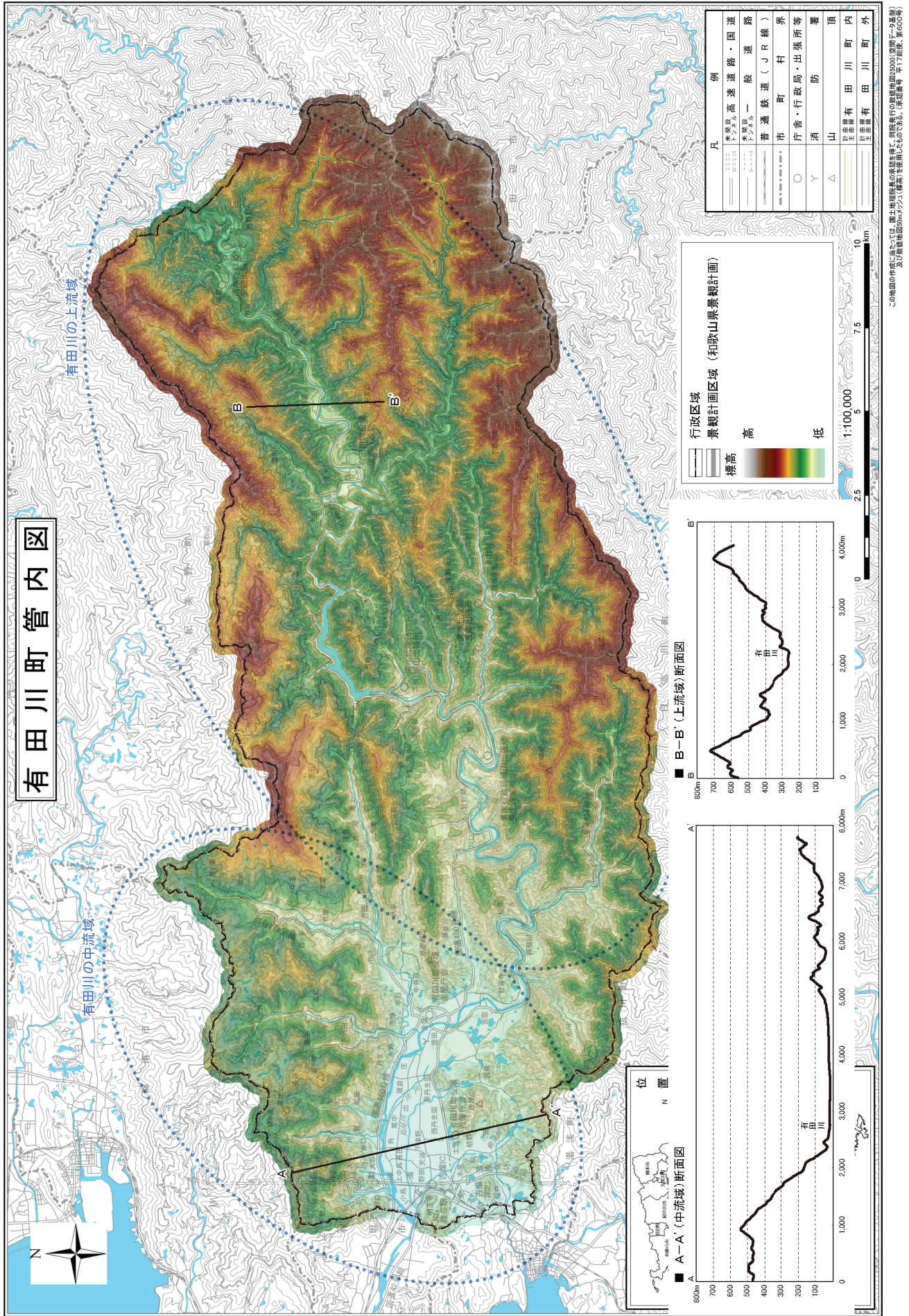


图 2-1 標高区分

(2) 植生

有田川町の植生は、有田川上流域ではスギ・ヒノキの植林地が大半を占め、中流域は、有田川町の特産品であるみかんの産地となっています。このほかモチツツジ-アカマツ群集が尾根筋に見られ、その下部にはシイ・カシの二次林が分布しています。

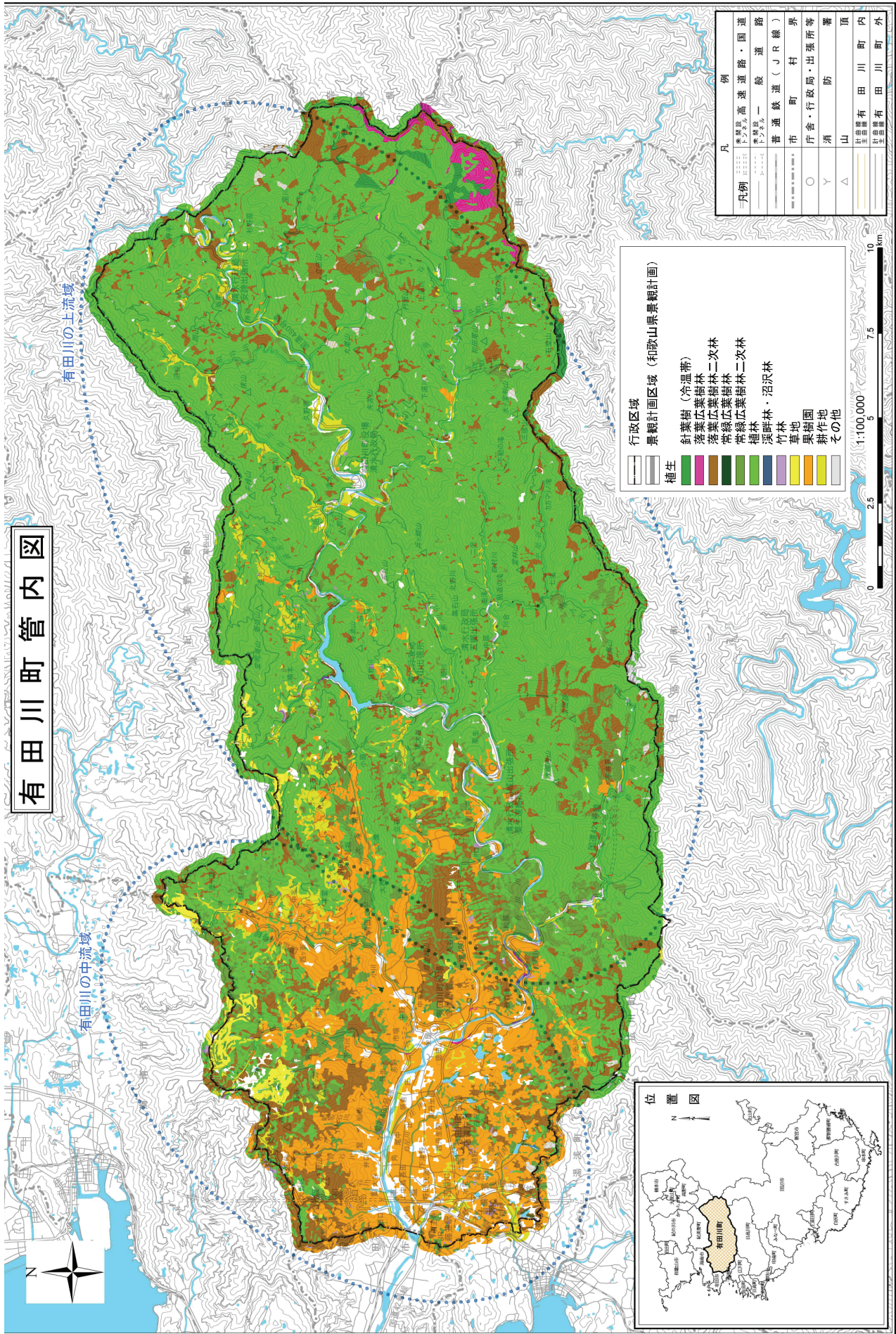
特徴的な自然植生としては、上湯川の京都大学附属研究林に分布するブナ林、モミ・ツガ林があげられます。これらの自然林は、和歌山県内で分布が限られた貴重な群落であり、京都大学附属研究林は、城ヶ森^{ほこだい}尖県立自然公園に指定されています。

また、和歌山県レッドリストに掲載されている植物群落としては、生石高原県立自然公園に指定されている生石ヶ峰の湿地植物群落、ススキ草原、黒沢山のアカマツ群落、ツゲ群落、湿地植物群落、立石のウバメガシ群落、伏羊のシリブカガシ群落、田殿丹生神社のコジイ群落、白馬山のモミ・ツガ群落、ブナ・アカガシ群落があります。

(3) 気象

気候は、瀬戸内気候区と南海気候区に属し、比較的温暖な気候に恵まれていますが、低地部と山間部では、気象状況に若干の差異があります。西側の低地部では、最も寒い日でも零度を下回ることが少ない一方で、東側の山間部では、毎年積雪が観測されます。

大雨や台風による気象災害が発生しやすく、降水量は年平均 1,724.9mm で、月平均では 143.7mm となっています。



この地図の作成に当たっては、国土情報院の提供を受けた、国土地理院の地形図(25,000) (2001年1次基礎)及び数値地形5mメッシュ(標高)を使用したものである。(作成時期 平成17年度、第600号)

図2-2 植生

(4) 沿革

有田川流域では、旧石器時代以降の遺跡が見つかっており、古くから人々が生活していた地域であることが分かっています。歴史的な有田川流域の発展は、空海が高野山を開創した時代に、川沿いに高野参詣道や龍神街道が形成されたことで、農林業を中心として栄えてきました。

有田川の上流域は、阿弋川^{あてがわのしょう}荘と呼ばれる日本史を語る上で有名な荘園でした。鎌倉時代の地頭（武士）の横暴を荘園領主に訴え、この時代の地頭の強力な支配を崩すきっかけをつくったのは、阿弋川荘の農民たちです。また、江戸時代には、笠松左太夫^{かさまつさたゆう}が私財を投じて数多くの用水路を整備し、新田開発を行いました。あらぎ島はその代表例で、開拓当時の形状がほぼ残っています。このほか奈良県吉野から工女を呼び寄せ紙漉団地をつくるなど、笠松左太夫は、現在にも続く保田紙生産の基礎を築きました。

特産品であるみかんは、約 400 年前の天正年間に肥後国八代から有田の地へ伝えられたと云われています。江戸時代に紀州藩がみかん栽培を保護奨励したことで、気候が柑橘栽培に適し、上方に近く海上輸送が便利であった有田川の中流域では、みかんの栽培が盛んになりました。当時、上方や江戸にみかんを出荷するため、北湊^{きたみなと}（現在の有田市港）にみかんを集める上で重要な役割を担っていたのが有田川です。大正 5 年に有田鉄道が開通するまで、平田船^{ひらたぶね}と呼ばれる底の浅い川舟がみかんを北湊まで運んでいました。

明治 12 年の町村制施行により有田郡に属し、明治 22 年の市町村編成により 12 か村が設置され、昭和 30 年から昭和 34 年に吉備町、金屋町、清水町の 3 町に編成されました。その後、平成 18 年 1 月に旧吉備町、旧金屋町、旧清水町の合併により、新しく有田川町が誕生し、現在に至っています。



まいのくにめいしよずえ
紀伊国名所図絵（小峠の保田紙）
出所：和歌山県立図書館



紀伊国名所図絵（田口のみかん畑）
出所：和歌山県立図書館

2. 有田川町の景観特性

東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈に囲まれた有田川町では、これらの山々と有田川流域という地形等の自然的要素によって景観的な骨格が形成されています。特に、河川的作用によって形成された地形の特徴は、金屋地区を境に上流域と中流域の2つに大別でき、上流域と中流域のそれぞれにおいて、独特の地形や気候を生かした生業・産業の景観が地域を特徴付けています。

また、各時代の歴史を知ることは、どのようにして有田川町の景観が成立してきたのかを知る手がかりになります。町内には、指定文化財など地域の歴史を伝える貴重な資源が多く残っています。

町域を取り囲む山頂等の高台は、有田川や周囲の山々等を眺望できる優れた視点場となっています。

表 2-1 有田川町の景観の分類

地域景観の骨格	有田川の上流域 (清水～金屋)	有田川の中流域 (金屋～吉備)
地域を特徴付ける生業・産業の景観	棚田のある里山景観	みかん畑のある里山景観 ----- 新たな表情をつくる産業の景観
歴史を伝える景観	歴史的文化遺産周辺の景観	
地域を見渡す景観	山頂等の高台からの見下ろしの景観	

(1) 地域景観の骨格

① 有田川の上流域

(有田川)

- ・ 急峻な山々の合間を蛇行しながら流れる有田川は見通しがなく、瀬や淵が連続する川の流れと河川両側にせまる急峻な山々、河床の岩等とが一体となった景観を近景や中景で見ることができます。
- ・ 洪水調節と発電を目的として築造された二川ダムでは、周辺が公園として整備されており、ダム公園から上流にかけて桜並木が続いています。また、湖上の吊橋からはダム湖を眺望することができます。
- ・ 有田川はアユ釣り場としても有名で、友釣りの長い竿が揺れる姿は夏の風物詩になっています。



有田川の上流



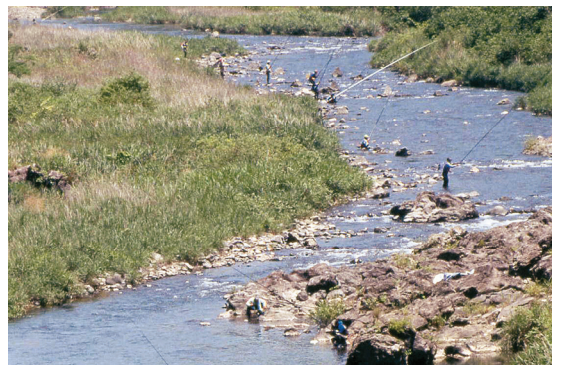
紀伊国名所図絵（粟生の^{いわお}巖）
出所：和歌山県立図書館



粟生の巖



二川ダム湖



有田川のアユ釣り

(山並み)

- ・ 長峰山脈と白馬山脈の山々は、緑豊かな地域の景観の背景となっています。また、これらの山々は有田川とその支流の水源の森として、水源涵養や国土保全等の面からも重要な役割を担っています。
- ・ 紀伊山地の一部が高野龍神国定公園に指定されており、これに隣接した白馬山脈の城ヶ森山等を中心とした地域が城ヶ森^{ほこだい}尖^と県立自然公園に指定されています。これらの自然公園区域では、まとまった面積の貴重な樹林が残っています。
- ・ 微気候がつくる景観として、しみず温泉付近では朝霧が深く、幻想的な景観を見ることができます。



紀伊国名所図絵(城ヶ森^{ほこだい}尖^と県立自然公園)
出所：和歌山県立図書館



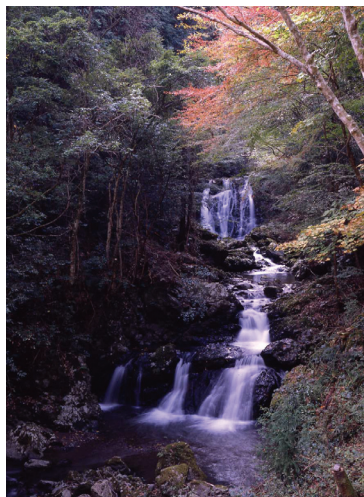
しみず温泉と狭霧

(溪流・滝)

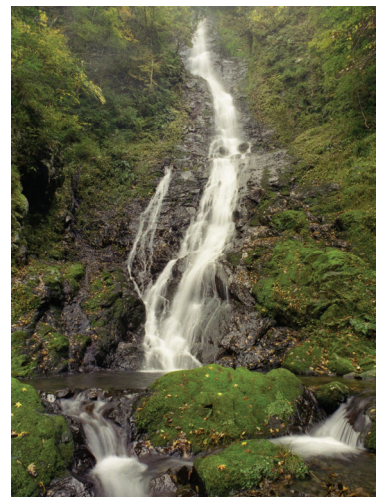
- ・ 有田川には、長峰山脈からほぼ南流する支流と白馬山脈からほぼ北流する支流が何本も発達しています。これらの支流では、^{いさと}五郷溪谷、湯川溪谷、明恵峡、白馬溪谷等の四季折々に変化する溪谷美が形成されています。また、南部には多数の滝があります。銚子の滝、さがり滝、五段の滝、白馬の滝等の名瀑を見ることができます。



明恵峡



五郷溪谷



湯川溪谷

② 有田川の中流域

(有田川)

- ・ 中流域の有田川は、川幅が広がり勾配も緩やかになっています。大部分で護岸工事がなされ、上流と比較して自然河川としての面影は薄れていますが、低地がひらけた見通しがきく景観を形成しているため、落ち着きを見せる緩やかな川の流れとともに、低地を取り囲む山々を遠景で捉えることができます。



有田川の中流

(山並み)

- ・ 長峰山脈と白馬山脈が景観領域の衝立となり、山々に囲まれた盆地のような景観を形成しています。これらの山々は地域の景観になくってはならない背景となっています。
- ・ なだらかな高原をなす生石ヶ峰の山頂付近は、生石高原県立自然公園に指定されており、関西有数の広大なススキ草原や貴重な湿地植物群落が残っています。
- ・ 孤立した山容が認められる鳥屋城山は、小規模ですが存在感のある景観を形成しています。



長峰山脈の山並み



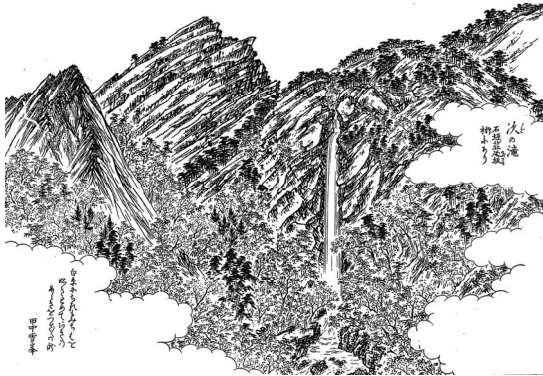
生石ヶ峰（生石高原県立自然公園）



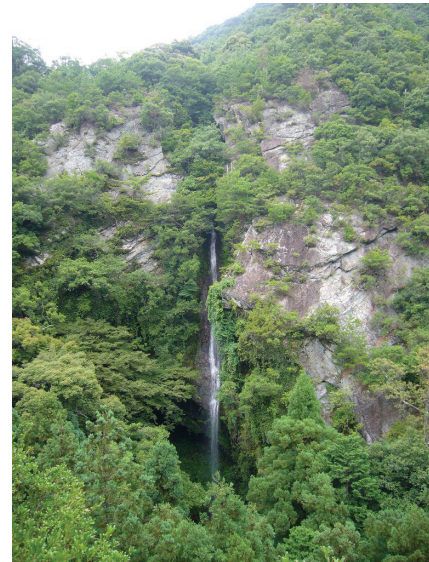
鳥屋城山

(溪流・滝)

- 有田川には、長峰山脈から南流する急傾斜の支流があるほか、三本松峰から低地を流下する緩傾斜の支流があります。北部で見られる次の滝、^{うばがたき}姥ヶ滝、^{こくうぞう}虚空蔵の滝（黒蔵の滝）は、古くからの名勝地として知られています。



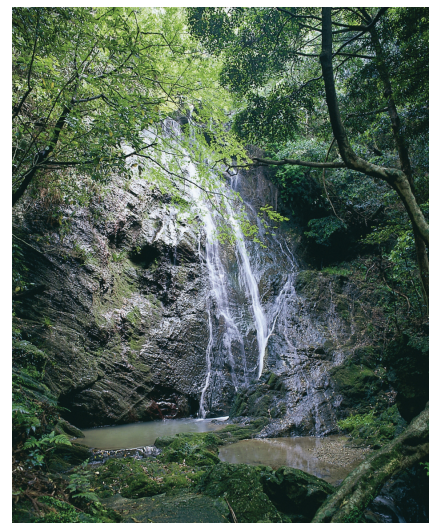
紀伊国名所図絵（次の滝）
出所：和歌山県立図書館



次の滝



紀伊国名所図絵（姥ヶ滝）
出所：和歌山県立図書館



姥ヶ滝

(2) 地域を特徴付ける生業・産業の景観

① 棚田のある里山景観

- ・ 有田川の上流域では、表情豊かな河川と急峻な山々を背景として、農林業を生業とする集落が形成されています。有田川沿いの河岸段丘を中心に棚田が展開し、傾斜地に張り付く集落や棚田など、自然と人々の営みが一体となった景観を形成しています。また、スギ・ヒノキの植林による整った山容は、町の基幹産業としてまちの発展に寄与してきた林業を象徴する景観を形成しています。
- ・ 蛇行しながら流れる有田川や石垣で形づくられた棚田など、自然と人々の営みとがつくる曲線が特徴的な構成要素となっています。特に、杉野原周辺と久野原から清水にかけての有田川は、大きく湾曲した典型的な穿入蛇行が発達しています。この曲流の内側にあたるあらぎ島は、和歌山県で唯一「日本の棚田百選」に選定され、「美しい日本のむら景観コンテスト」においても農林水産大臣賞を受賞するなど、全国的にも重要な棚田景観と評価されています。



河岸段丘の棚田と集落

傾斜のある土地を巧みに生かして川沿いは農地として利用し、河岸段丘の高台には家屋が立地しています。地形を尊重し、河川、農地、集落、里山に繋がる一体感のある景観を形成しています。



地域を象徴するあらぎ島

有田川の浸食作用によって形成された舌状の地形に、大小 54 枚の水田が扇を開いた独特の棚田景観が広がっています。「日本の棚田百選」に選ばれています。



沼の棚田

歴史ある優れた分水機能を持つ棚田です。堂鳴海山を背景とする広大な棚田は、良質で定評のある米の産地ですが、近年では、山椒への転作が進んでいます。



棚田と石垣

傾斜地の高低差を解消するために石垣を積み上げて作った棚田は、雨水を一時的に貯めて、地滑り地形における防災等にも貢献しています。



上流域の集落

上流域では、旧茅葺民家が比較的多く残っています。屋根の上には金属板が被されていますが、急傾斜の屋根の造形は、昔の農村集落景観を印象付けます。



スギ・ヒノキの植林

手入れが行き届いた整った山容は、地域の基幹産業である林業を象徴する景観を形成しています。

■ 古写真でみる棚田



あらぎ島（昭和 35 年）
出所：ふるさとしみず



沼の棚田（昭和 42 年）

② みかん畑のある里山景観

- ・ 有田川の中流域は、温暖な気候が柑橘栽培に適していることから、紀州和歌山を代表する地域ブランドである「有田みかん」の主産地となっています。山だけでなく、低地を含めたいたる所で展開しているみかん畑の景観は壮大で、自然と人々の営みが一体となった景観を形成しています。
- ・ 山地のみかん畑は、急傾斜面に造成された石垣階段状の畑が山上まで展開しており、山裾等に形成された集落と一体となって固有の畑地景観を形成しています。低地では、家と家の間にもみかん畑が展開し、みかん畑に溶け込む形で市街地、集落が形成されています。
- ・ 南部の河岸段丘を中心とする高位の地域では、かつて水田地帯であった頃に築造された多くのため池を見ることができます。



頂まで広がる山地のみかん畑と集落

山という山には石垣階段状のみかん畑が展開しており、山裾に形成された集落と一体となって有田町ならではの景観を形成しています。



石垣階段状のみかん畑

急傾斜面に造成されたみかん畑は、ほとんどが石垣階段状の畑となっており、麓等から確認できる石垣とみかんの木が固有の畑地景観を形成しています。



みかん畑の石垣

石垣は、みかん栽培に必要な保湿効果、排水効果、光の反射効果をもたらし、みかんの品質を高める役割を果たしています。



みかん畑越しに見る集落

低地のいたる所にもみかん畑が展開しており、山地のみかん畑と一体となって、緑豊かな市街地、集落を印象付けます。



みかん畑のマキの生垣

低地のみかん畑には、防風のためのマキの生垣を多く見ることができます。マキは、民家の生垣としても植えられています。



河岸段丘のため池

南部の河岸段丘に残るため池は、みかん栽培の灌漑にも利用されています。ため池からは、低地を取り囲む山々等を眺望することができます。

■ 古写真でみるみかん畑



(行發館眞寫本松) (所名田有) 山師大 村殿田

田殿のみかん畑と大師山 (大正 15 年)



(製三榮本松師眞寫)

園露甘垣高

明治四四年和歌山縣地誌

青田のみかん畑 (明治 44 年)

③ 新たな表情をつくる産業の景観

- ・ 有田川の中流域では、河川と山々によって形成された自然景観の中に近畿自動車道や吉備金屋バイパス（主要地方道吉備金屋線）など、幹線道路の整備が進んでいます。有田インターチェンジの周辺や幹線道路沿道には大規模な建築物が比較的多く立地し、賑わいや活力を与える新たな景観要素となっています。
- ・ 木材やみかん等の農産物を輸送する目的で敷設され、金屋地区の発展を支えた有田鉄道の線路跡は、現在は自転車道・歩道として整備され、「ポップみち」の愛称で町民に親しまれています。また、駅舎の改築と駅周辺が整備されたＪＲ藤並駅は、観光客の来訪と都市との交流手段として重要な役割を担っています。
- ・ 長峰山脈の山頂に建つ風力発電のための風車群は、人と自然が共生する新しい取組のシンボルとなっています。



近畿自動車道と工業団地



吉備金屋バイパス（主要地方道吉備金屋線）



ポップみち（有田鉄道線路跡）



ＪＲ藤並駅



長峰山脈に建つ風車群

(3) 歴史を伝える景観

(歴史的建造物)

- ・ 数多くの先人たちが往来し、文化・人・物の交流の大動脈としての役割を果たした高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、^{ちようらくじ}長楽寺、^{やくおうじ}薬王寺、^{しろいわにう}白岩丹生神社、^{ほうおんじ}法音寺、^{きっしやうじ}吉祥寺、^{うじやくじ}雨錫寺阿弥陀堂、岩倉神社等の寺院・神社や江戸時代に建てられた茅葺き民家（鈴木家住宅）、造り酒屋特有の景観が見られる高垣酒造、金葵酒造等の歴史的建造物が点在しています。また、これらの寺院・神社は、杉野原の^{おんだのまい}御田舞、久野原の^{おんだ}御田、栗生のおも講と堂徒式など、住民によって大切に継承されてきた貴重な伝統芸能の舞台となっています。
- ・ 標高約 800m の山中にある岩坂観音は、眺望が絶景で、スギやサクラの巨木もある景勝地として知られています。
- ・ 松原の修理川や遠井、三田の有田川では、まちの発展に振興に貢献した近代遺産として、南海水力電気株式会社が建設した発電所跡が残されています。



白岩丹生神社本殿



吉祥寺薬師堂



杉野原の御田舞（雨錫寺阿弥陀堂）



岩坂観音



高垣酒造



金葵酒造

(遺跡)

- 日本を代表する高僧として名高い明恵上人の修行地及び生誕地は、八所遺跡（明恵上人遺跡卒都婆）として史跡に指定されており、上人の生誕地である有田川町では、5ヵ所の史跡を見ることができます。また、上人生誕地に近接して建つ歓喜寺には、上人ゆかりの品が伝わっているほか、上人誕生地の吉原には「上人田」「念仏田」と呼ばれる地名が残っており、上人に因んで名付けられた明恵峡とともに、上人との縁を強く感じさせられます。
- 町内には、中世に築かれた数多くの山城跡が存在しています。このうち有田川の中流域でひときわ目立つ鳥屋城山の山頂には、中世の城跡として唯一、和歌山県の史跡指定を受けている鳥屋城址があります。



いかだち
筏立遺跡（明恵上人遺跡卒都婆）



鳥屋城址

(樹木・樹林)

- 有田川の中流域では、中世まで夏瀬の森と呼ばれるクスノキが広く分布していたと考えられており、田殿丹生神社のクスノキは、当時の名残をとどめています。また、藤並神社のイチイガシ、金屋橋畔きょうはんのムクといった巨樹・巨木が残されています。



夏瀬の森（田殿丹生神社のクスノキ）

(4) 地域を見渡す景観

- ・ 有田川の上流域を見下ろす主な眺望点としては、岩坂観音や高野龍神スカイライン、生石高原があり、幾重にも連なる稜線が形づく雄大な景観を見ることができます。
- ・ 有田川の中流域を見下ろす主な眺望点としては、鷲ヶ峰コスモスパークや千葉山があります。有田川流域とその周囲の山々に加え、遠く紀伊水道や大阪湾まで眺望することができるほか、夕日・夜景スポットともなっています。また、市街地に近い鳥屋城山、あたご山、大師山等の小規模な山地は、身近な眺望点として町民に親しまれています。



高野龍神スカイラインからの眺望



生石高原からの眺望



鷲ヶ峰コスモスパークからの眺望



千葉山からの眺望



大師山からの眺望

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観形成の理念

(1) 基本目標

有田川町の景観は、緑なす紀伊山地や長峰山脈、白馬山脈の山々、変化に富んだ有田川とその支流により骨格が形成されています。有田川町では、有田川流域の独特の地形に造成された棚田や段々畑など美しい農林業の景観が保たれ、その中に点在する集落や市街地の落ちついたたたずまい、歴史的文化遺産などが一体となって、有田川町らしい景観が形づくられてきました。

これらの有田川町らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものです。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある有田川町らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければなりません。

このような認識の下に、町、町民、事業者及び来訪者が協働し、有田川町らしい良好な景観の形成を図っていくものとします。

(2) 責務

① 町の責務

町は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」といいます。）を実施するものとします。

また、良好な景観の形成に関する県の施策との連携に努めるとともに、町民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとします。

② 町民の責務

町民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

③ 事業者の責務

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければなりません。

また、地域社会の一員として、町及び県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

2. 景観形成の目標

(1) めざすべき景観像の実現

① 気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する

豊かな自然に恵まれた本町では、農業が長く営まれています。稲作、みかん、山椒等の独特の地形や気候を生かした農業は、本町の産業を支えるだけでなく、有田川上流域の川沿いに展開する棚田や中流域のいたる所で展開する壮大なみかん畑など、極めて地域色が豊かな景観を創り出してきました。特に、傾斜地に展開する棚田及び段々畑は、石垣の積み上げや水を得るための努力の跡が見られ、昔の人が残してくれた大切な文化遺産でもあります。

これらの農業が生み出した美しい景観は、自然と人々の営みの歴史を今に伝えるものであるとともに、「有田みかん」に代表される農産品のブランド価値を向上させるものです。そのため、有田川沿いに展開する棚田及び段々畑など、農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、その魅力を高めます。



② 山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する

本町は、紀伊山地、長峰山脈、白馬山脈の山々、有田川とその支流など豊かな自然に恵まれています。高野龍神国定公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園、生石高原県立自然公園等では、手つかずの貴重な自然が残っています。

これらの自然は、長い時にわたって本町の骨格を形づくり、歴史・文化といった地域の風土を育み、暮らしに多大な影響を与えてきた唯一無二の価値を持つものです。また、自然が創り出す景観は、江戸時代後期に編纂された「紀伊国名所図絵」にも挿絵が掲載されているように普遍的な価値を持っています。そのため、かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全します。町名でもある有田川については、洪水氾濫等による災害の発生の防止又は軽減を優先しながらも、自然豊かな環境と河川景観を維持・改善します。



③ 新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める

近畿自動車道、国道 42 号・424 号・480 号等が縦横に交差する本町では、有田インターチェンジの周辺において、交通の利便性を生かした大規模な施設が立地しています。また、有田インターチェンジに連絡する道路として平成 21 年に供用された吉備金屋バイパス（主要地方道吉備金屋線）の沿道では、自動車交通の利便性の向上に伴い、商業施設を中心とした開発圧力が高まりを見せています。

商業等の産業活動が創り出す景観は、まちに賑わいや活力を与えますが、その一方で、吉備金屋バイパス等の沿道は、観光の玄関口として、訪れる人のまちへの印象を深める場所であるため、大規模行為と周辺の自然景観との調和が特に求められます。そのため、吉備金屋バイパスなど幹線道路沿道については、まちに賑わいや活力を生み出す商業等の振興とあわせて、このような産業活動が創り出す景観の魅力を高めます。



④ 多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

高野参詣道など古道沿いに点在する神社・寺院、茅葺き民家、造り酒屋物等の歴史的建造物、偉大な先人たちの足跡や中世に築かれた多数の山城跡、有田川の水運・水利の歴史を物語る遺構、昔の郷土の名残をとどめる社叢や巨樹・巨木等の歴史的文化遺産は、古代から中世、近世を経て現代に至る歴史の流れを伝え、各時代を通じて育まれてきた地域の文化が息づく固有の景観を創り出す重要な要素となっています。

これらの歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承していくため、歴史的文化遺産が持つ歴史上又は学術上の価値等を読み取りながら、これらの資源と一体となった周辺景観の魅力を高めます。



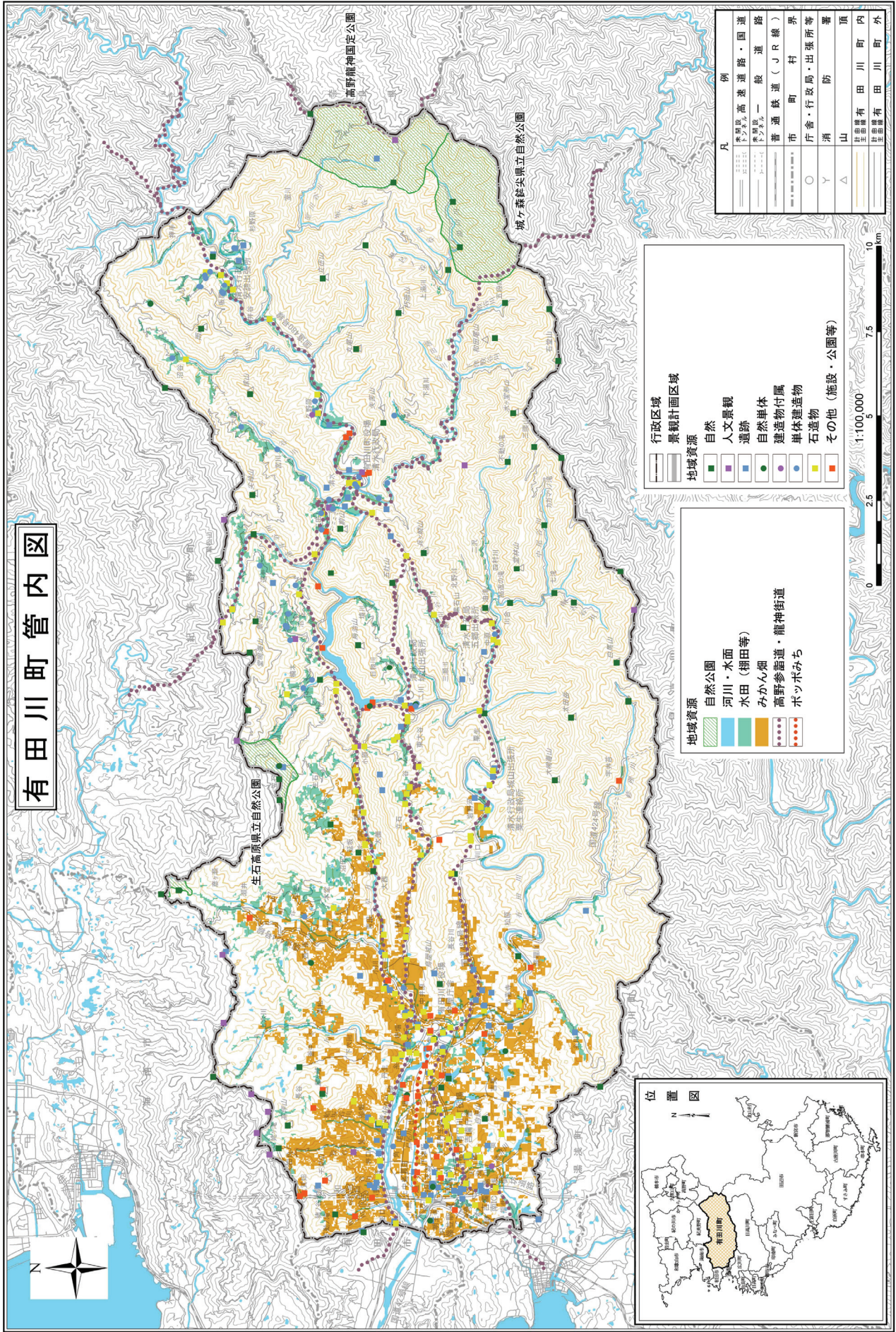


図3-1 有田川町の景観資源

(2) めざすべき景観像の実現に向けた取組

① 景観の魅力を読み解き内外へと発信する

本町には、古くから人々を魅了してきた自然景観だけでなく、独特の地形や気候を生かした地域色が豊かな農の景観があります。農業を基盤とした身近に存在する景観が、他にはない本町の景観の魅力です。しかしながら、このような暮らしを取り巻く景観は、時代や地域社会によって日々変化する景観であるため、その価値に町民自身が気付かなければ、失われる可能性がある景観です。

そのため、農の景観など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、その魅力を多くの町民に伝えていく取組等を通じて、景観に対する町民意識の高揚を図ります。また、他にはない魅力ある景観を町外に広く発信し、観光の振興や交流人口の増加を図ります。

② 農林業の振興や地域の活性化につながる協働の景観づくりを推進する

本町の魅力である農の景観は、農林産物の生産を通じて維持されるものです。しかしながら、人口減少と少子高齢化が進展する本町では、農林業従業者の高齢化・後継者の不足、集落における世帯数の減少といった問題が深刻化しており、耕作放棄地や老朽化した空き家等の増加が景観を損ねる大きな要因となっています。

そのため、農林業の振興や地域振興・地域おこしに関する様々な取組と連携しながら、総合的な景観施策を検討し、本町にふさわしい景観づくりを推進します。また、良好な景観を維持・継承していくためには、住民の関わりが重要となるため、地域の清掃活動等も含めて、住民との協働による地域に根ざした景観づくりを推進します。

③ 大規模行為や屋外広告物を適正に誘導する

本町の景観は、豊かな自然が土台となって形づくられています。本町では、有田川中流域の低地を除く町域のほとんどが都市計画区域外であり、開発行為に対する規制の緩い山地が広い範囲で分布しています。そのため、幹線道路網の整備を背景として、町内全域にわたって自然景観を阻害する開発行為等が行われる可能性があります。また、幹線道路沿道の一部の地域では、屋外広告物が乱立し、雑然とした印象を与えています。

美しい自然景観を保全するため、大規模な土地の改変を生じさせる行為については、その計画を事前に確認し、周辺の自然景観と調和するよう適正な誘導を図ります。また、幹線道路沿道等に設置される屋外広告物についても良好な景観の形成に寄与するよう、適正な誘導を図ります。

3. 景観重要地域

(1) 景観重要地域の指定の方針

景観計画区域内において、次のいずれかに該当する区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で重要であると認める区域を景観重要地域として指定し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図っていくものとします。

景観重要地域は順次指定を追加していくものとし、本計画に基づく景観形成の取組みを拡大していきます。

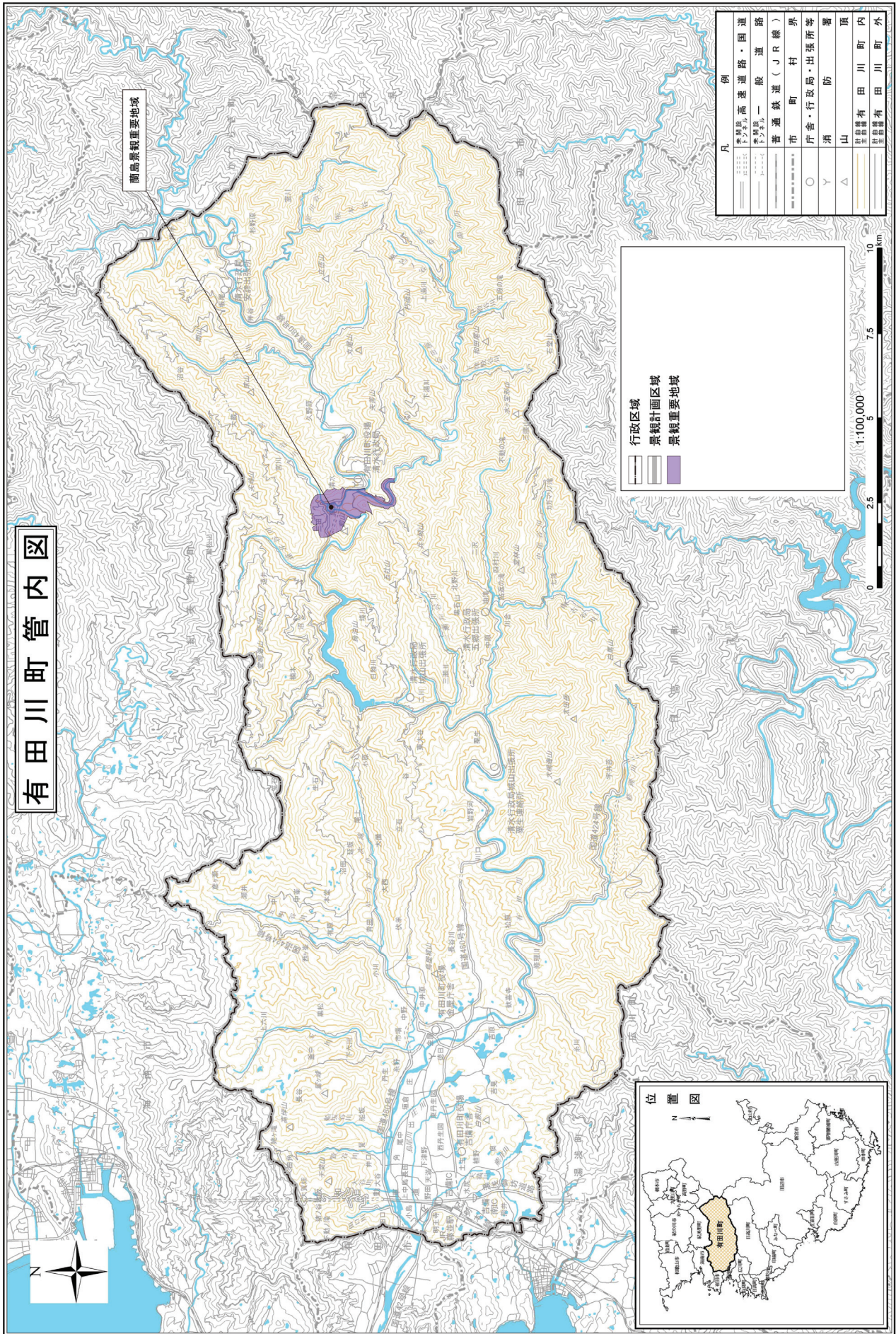
- ア. 気候・風土を生かした農業の景観を有する区域
- イ. 山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を有する区域
- ウ. 多数の人の目に触れる幹線道路の沿道の区域
- エ. 多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する区域
- オ. その他良好な景観の形成を推進する必要があると認められる地域

(2) 景観重要地域の区域

表3-1に掲げる区域を景観重要地域として指定します。

表3-1 景観重要地域

地域名称	区域の範囲
あらぎ 蘭島	蘭島及びその周辺の水田、集落、山林が一体となって有田川上流の農村景観を形成している区域（三田、小峠、西原、湯子川の各一部）



この地図の作成に当たっては、国土測理院長の承認を得て、関係業種の数値地図5000(空間データ基盤)及び数値地図25000(標高)を引用したものである。(発行番号 平17総研第 第009号)

図3-2 景観重要地域

(3) 蘭島景観重要地域における景観形成の方針

① 地域の概要

あらぎ島及びその周辺地域は、有田川の流れによって形成された地形を基盤に、古来より人々の自然に対する働きかけによって形成された、有田川上流域の風土や歴史、生業等を表す固有の景観を形成しています。

有田川の曲流によって形成された独特の棚田景観を有するあらぎ島の景観は、「日本の棚田百選」に選定されているほか、第4回「美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞するなど、全国的にも高く評価されており、本町及び和歌山県を代表する景観地の1つとなっています。また、固定的な視点場を有する当景観にあっては、農地、集落、河川、山林等が一体となって、あらぎ島を核とした独自性の高い農村景観が継承されています。上湯と呼ばれる用水路や水田の石積み等の景観構成要素は、幾多の洪水や災害にあいながらも、先人たちの努力による復興と代々の耕作の積み重ねによって現在へと受け継がれて来た大切な遺産でもあります。

② 景観の価値

(有田川上流域の生活を知る上で重要な場所)

あらぎ島の棚田景観は、その独特の形状が特徴ですが、蛇行することが多い有田川の上流域では、かつてはあらぎ島のような景観が各地に存在していました。

本地域の景観の価値は、あらぎ島だけが独特で珍しいのではなく、有田川上流域の人々の生活や土地利用を示す典型的な景観が残されていることです。

また、生物が豊かに存在する環境が維持されていることも大きな価値となっています。

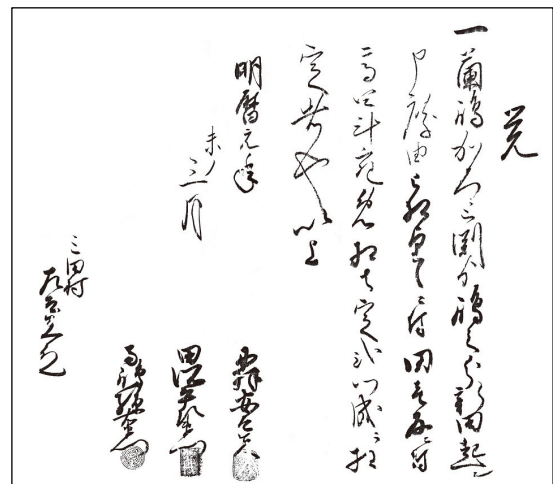


かつての清水の集落（昭和38年）

(歴史的に重要な場所)

本地域は、中世には阿豆河荘という日本史上大変有名な荘園であったという歴史背景をもっており、歴史的な風景を伝える貴重な場所となっています。

また、江戸時代には、笠松左太夫による新田開発等によって、現在に至る景観が形成されました。上湯やあらぎ島のように、開発者や開発の時期が明らかな棚田は、全国的にも大変珍しいものです。



明暦元年（1655年）のあらぎ島の開発を許可した古文書

(伝統的な水利慣行等が継続していること)

本地域では、江戸時代に築造された上湯と呼ばれる用水路が現在も同じ経路で機能し、^{たど}田人と呼ばれる水利組織によって維持されているほか、田から田へと水が供給される田越しの灌漑が今でも行われているなど、伝統的な水利慣行が継続されています。

また、地域の景観を支える様々な会式や伝統行事等が継続されています。



(固定的で恵まれた眺望域を持っていること)

あらぎ島の景観は、固定的で恵まれた眺望域を持っています。日本全国には、多くの棚田や農村の風景がありますが、その景観が一望でき、多くの人が共通したものとして対象化できる例は、全国的にも大変珍しいことです。



③ 景観形成の方針

自然と人々の営みが一体となった本地域では、建築物等の景観誘導だけでなく、景観の基盤となる山、河川、農地の環境保全と連動した景観形成を図るため、重要文化的景観の選定制度等と連携しながら、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図っていくものとします。

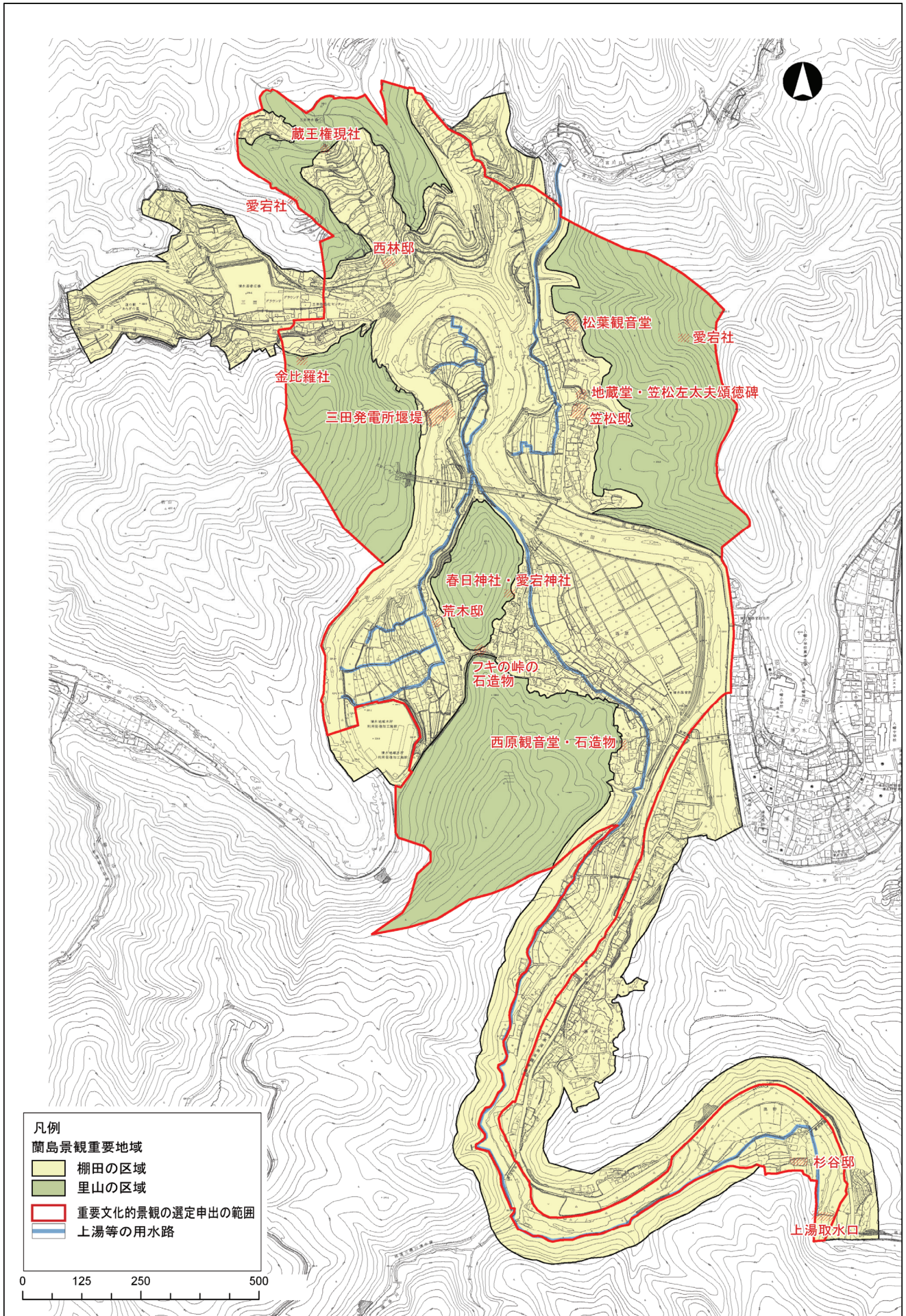


図3-3 蘭島景観重要地域

第4章 行為の制限に関する事項

1. 景観計画区域全域（景観重要地域を除く）

（1）届出の必要な行為

景観重要地域を除く景観計画区域内において、表4-1に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要となります。

表4-1 届出の必要な行為

行為の種別		規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築（新設） ・増築 ・改築 ・移転 	高さ13m超、又は建築面積1,000㎡超
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更 	表4-2のとおり
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		都市計画区域内3,000㎡超 都市計画区域外10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		3,000㎡超

表4-2 工作物の区分

工作物の区分	届出が必要となる規模
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ13m超、又は築造面積1,000㎡超
自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの	
汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超
その他の工作物	

上記にかかわらず、表4-3に掲げる行為は、景観法に基づく届出は不要です。（ただし、他法令の手續等が必要な場合があります。）

表 4-3 届出が不要となる行為

行為の種別
1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の建築物の建築等、仮設の工作物の建設等 など)
2. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
3. 景観重要建造物の増改築等で、町長の許可を受けて行う行為
4. 幅員が3m以下の農道、林道の設置
5. 林業を営むために行う土地の形質の変更
6. 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積の合計が400㎡かつ外観に係る面積の過半を超えないもの
7. 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設等で、高さが15mを超えないもの
8. 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積で、堆積期間が90日を超えないもの
9. 和歌山県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
10. 自然公園法の許可若しくは届出等に係る行為
11. 和歌山県立自然公園条例の許可若しくは届出に係る行為
12. 文化財保護法の許可若しくは届出に係る行為
13. 和歌山県文化財保護条例の許可に係る行為
14. 有田川町文化財保護条例の許可に係る行為

(2) 景観形成基準

届出の必要な行為に関する景観形成基準は、表4-4のとおりとします。

表4-4 景観形成基準

対象行為	項目	基準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・ 周辺に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらとの調和に配慮すること。 ・ 山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置又は規模とすること。 ・ 山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置又は規模とすること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地や集落では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 壁面設備、屋上設備は主要な道路から見えにくい位置に設けること。これにより難しい場合は、建築物本体との調和に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落ち着いた色彩を基調とすること。 ・ アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材の使用に努めること。 ・ できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用に努めること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内の緑化に努めること。植栽にあたっては、周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。

表 4-4 景観形成基準（つづき）

対象行為	項目	基準
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・ 法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・ 擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限りその保存又は移植に努めること。
土石の採取又は鉱物の掘採	遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。
	遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。

2. 蘭島景観重要地域

(1) 届出の必要な行為

蘭島景観重要地域内において、表4-5に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要となります。

表4-5 届出の必要な行為

行為の種別		規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築（新設） ・増築 ・改築 ・移転 	建築面積 30 m ² 超
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更 	表4-6のとおり
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		1,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		

表4-6 工作物の区分

工作物の区分	届出が必要となる規模
石積み	すべて
屋外の自動販売機	
電波塔（携帯電話のアンテナなど）	
風力発電施設その他これに類するもの	
その他の工作物	高さ5m超

上記にかかわらず、表4-7に掲げる行為は、景観法に基づく届出は不要です。（ただし、他法令の手續等が必要な場合があります。）

表 4-7 届出が不要となる行為

行為の種別
1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の建築物の建築等、仮設の工作物の建設等 など)
2. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
3. 景観重要建造物の増改築等で、町長の許可を受けて行う行為
4. 幅員が3m以下の農道、林道の設置
5. 林業を営むために行う土地の形質の変更
6. 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積の合計が400㎡かつ外観に係る面積の過半を超えないもの
7. 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設等で、高さが15mを超えないもの
8. 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積で、堆積期間が90日を超えないもの
9. 和歌山県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
10. 自然公園法の許可若しくは届出等に係る行為
11. 和歌山県立自然公園条例の許可若しくは届出に係る行為
12. 文化財保護法の許可若しくは届出に係る行為
13. 和歌山県文化財保護条例の許可に係る行為
14. 有田川町文化財保護条例の許可に係る行為

(2) 景観形成基準

① 景観形成基準

蘭島景観重要地域を「里山の区域」「棚田の区域」に区分し、それぞれに景観形成基準を表4-8のとおり定めます。なお、「棚田の区域」については、重要文化的景観の選定申出の範囲で細区分しています。(図3-3)

表 4-8 景観形成基準

対象行為	項目	基準		
		里山の区域	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲内)	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲外)
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	形態	<ul style="list-style-type: none"> 主屋は、2方向以上の勾配屋根とすること。 勾配屋根は、原則として適度な軒の出を確保すること。 		—
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上げは、できる限り木材や漆喰、土などの地域性のある自然素材の使用に努めること。 		—
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とすること。 		
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さ11m以下とすること。 		
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	石積み	<ul style="list-style-type: none"> 現存する石積みは、できる限り現状維持とすること。 宅地の石積みが損壊した場合は、できる限り伝統的な様式・材料を継承し、復旧に努めること。 		—
	屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とすること。 商標、ロゴマーク、広告物等は必要最小限の表示とすること。 		—
	電波塔（携帯電話のアンテナなど）	<ul style="list-style-type: none"> 山稜の近傍では、できる限り稜線を乱さない低い位置とすること。 主要な眺望点からの眺望を阻害しない位置とすること 		
	風力発電施設その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。 		
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。 落ち着いた色彩を基調とすること。 高さは、原則として11m以下とすること。 行為地内の緑化に努めること。植栽にあたっては、周辺の植生に合った樹種を用いること。 			

表4-8 景観形成基準（つづき）

対象行為	項目	基準		
		里山の区域	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲内)	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲外)
開発行為	森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積に対し、以下の割合で森林を保全すること（新たに造成することとなる樹林の面積を含む）。 ア 開発面積が1 ha 以上の場合は、50%の森林を保全する。 イ 開発面積が1 ha 未満の場合は、40%の森林を保全する。 	—	—
	土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・ 法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・ 擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。 		
土地の開墾、その他の土地の形質の変更	土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・ 法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・ 擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。 		

表 4-8 景観形成基準（つづき）

対象行為	項目	基準		
		里山の区域	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲内)	棚田の区域 (重要文化的景観の 選定申出の範囲外)
土石の採取又は鉱物の掘採	遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> 堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。 		
	遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。 		

③ 景観形成基準の適用に関する特例

景観形成基準は、今日まで受け継がれてきた現在（2012年時点）の棚田景観を保全し、もしくはこれとの調和を図るため、建築物等の設置行為や地形を改変する行為に対して景観上配慮すべき事項を定めたものです。しかし、新たに良好な景観を創造するという視点に立てば、必ずしもこの基準に適合させることが、地域の景観を良くしていくとは限りません。

そのため、土地利用、位置、規模、形態等について総合的に配慮がなされている建築物等で、町長が地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その範囲内において景観形成基準を適用しないものとします。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、有田川町景観審議会の意見を聴くものとします。また、この認定を受ける者は、計画段階（景観法に基づく届出の事前段階）で、当該行為が周囲の景観に及ぼす影響に関する調査、予測及び評価（景観影響評価）を行うものとします。

第5章 景観形成に関する施策

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物

地域の良好な景観形成において重要な役割を果たし、道路その他の公共の場から容易に見ることができる建造物で、次のいずれかに該当し、特に保全や活用に向けた手だてを講じる必要があるものについては、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ・ 地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは地域の良好な景観形成の規範になっていると認められるもの
- ・ 地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴している（形態意匠に色濃く表れている）と認められるもの
- ・ 維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組みが図られると認められるもの

(2) 景観重要樹木

地域の良好な景観形成において重要な役割を果たし、道路その他の公共の場から容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当し、特に保全や活用に向けた手だてを講じる必要があるものについては、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ・ 地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは景観形成上重要な役割を有していると認められるもの
- ・ 地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴していると認められるもの
- ・ 維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組みが図られると認められるもの

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、市民や民間事業者に対し、良好な景観形成の先導的役割を果たす責務があります。

そのため、景観重要地域内にある幹線道路又は河川で、地域の景観構成について検討し続けることが重要なもの、あるいは整備（補修・改修を含む）に伴い良好な景観を再生・創出するものについては、公共施設管理者の同意を得た上で、景観重要公共施設として指定します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

表5-1に掲げる施設を景観重要公共施設として指定します。

景観重要公共施設の整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

- ・ 景観重要地域における景観形成の方針に従い、周辺の自然環境や歴史等との調和、眺望点からの眺望に配慮します。
- ・ 整備内容の詳細の検討に当たっては、事業の計画段階において、町と事前協議を行うものとし、協議を通じて、地域の景観にふさわしい施設の整備を図ります。また、特に景観に与える影響が大きいものについては、必要に応じて、公共施設管理者、有識者、地域住民等を交えた協議会等を設けて検討を進めます。

表5-1 景観重要公共施設

種別	名称	区間
道路	国道480号 (蘭島橋、小峠橋を含む)	蘭島景観重要地域内 (トンネル区間を除く)
	県道美里龍神線 (清水橋を含む)	蘭島景観重要地域内
河川	有田川	蘭島景観重要地域内
	湯川川	蘭島景観重要地域内
	宮川谷川	蘭島景観重要地域内

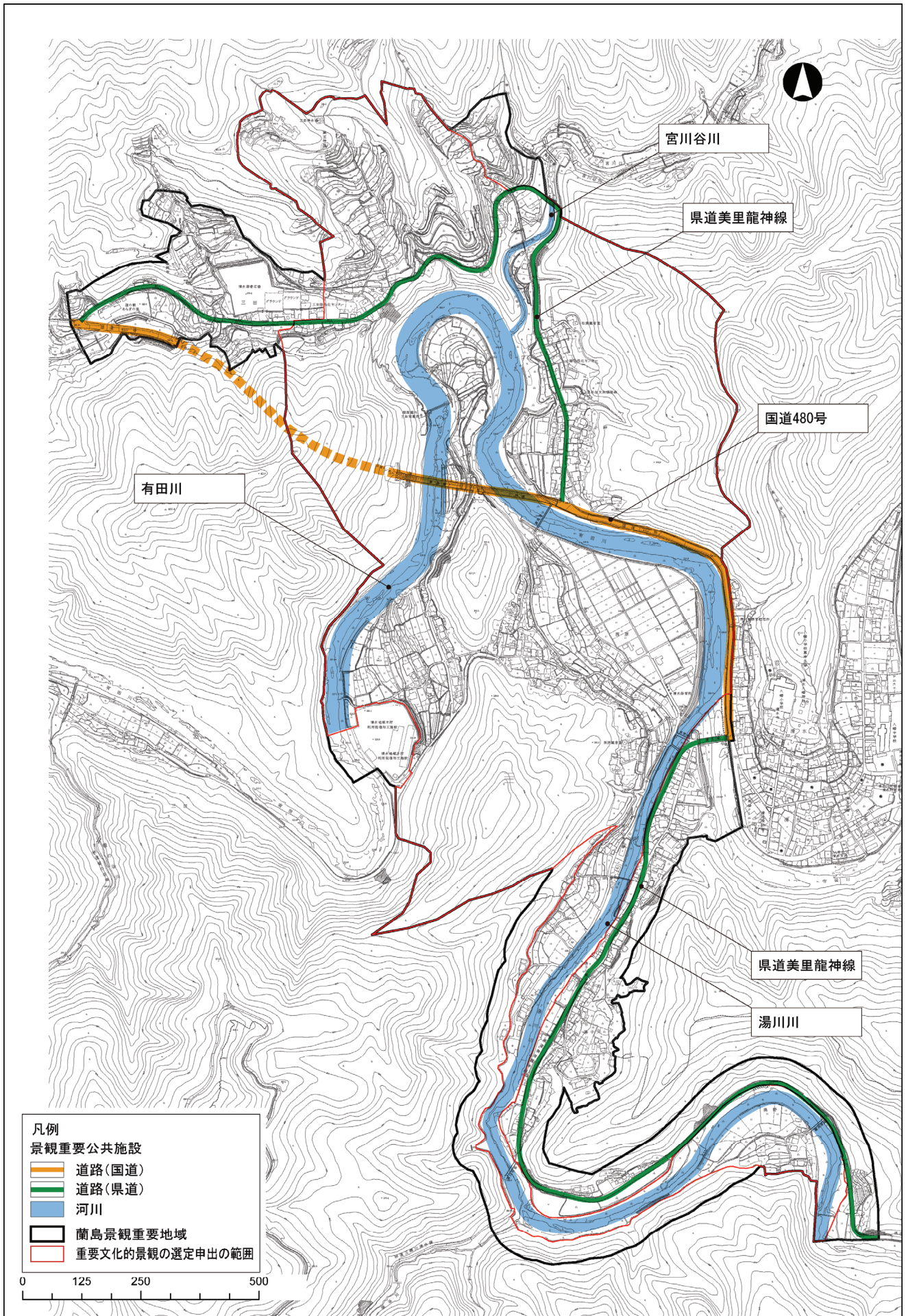


図5-1 景観重要公共施設

3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要です。

そのため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとします。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

有田川町らしさを象徴する農業の景観を保全・創出するためには、建築行為等の誘導による良好な集落景観の確保とあわせて、農地の畦畔や水路など農業生産の基盤についても景観に配慮した整備を図る必要があります。また、自然と人々の営みによって形成されてきた農山村地域の景観を維持するためには、農業が持続的に営まれることが重要な課題となります。

そのため、段々畑や棚田の石積みの修繕、景観と調和した用水路等の整備、耕作放棄地が発生しないような生産管理や地域住民等による農地保全活動への支援など、美しい農業の景観を保全・創出するための施策を講じ、周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合は、景観計画を尊重した景観農業振興地域整備計画を策定します。

5. 有田川町景観づくり協定に関する事項

自治会など地域住民等が建築物等の形態意匠や維持保全のルールなど景観づくりに関して結んだ協定について、必要な要件を満たす場合は、有田川町景観づくり協定として積極的に認定します。

また、認定した有田川町景観づくり協定については、積極的に広報を行うとともに、この協定に基づく景観づくり活動はもとより、協定の締結に向けた自主的なルールづくりの活動に対しては、情報の提供、助言その他の必要な支援を行っていくことにより、地域における景観づくり活動の促進を図ります。